

域再生計画を作成し、内閣府から「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業」として認定を受ける必要があります。

(3) 企業が寄附を行う

地方公共団体は、認定を受けた地域再生計画をもとに企業への説明等によって寄附を集めます。そして、事業に賛同した企業は1回あたり10万円から寄附を行うことができます。ただし、本社の所在する地方公共団体への寄附は本制度の対象となりません。

(4) 税額控除の優遇措置

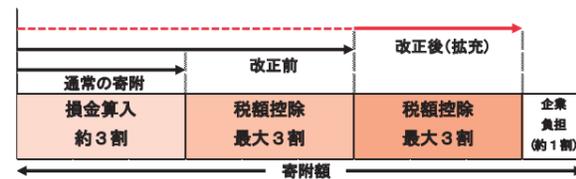
企業が地方公共団体に通常寄附をした場合、損金算入による軽減効果が約3割あります。制度改正前の本制度では、これに加えて最大3割の税額控除を上乗せしていました。

3. 令和2年度税制改正でのポイント

今回の改正では、地方創生の更なる充実・強化に向け、地方への資金の流れを飛躍的に高める観点から以下の5点が実施されました。

- ①適用期限を令和6年度まで延長
- ②税額控除割合を最大3割から最大6割に引き上げ（企業負担約1割）

▼図表2 税額控除割合の引上げイメージ



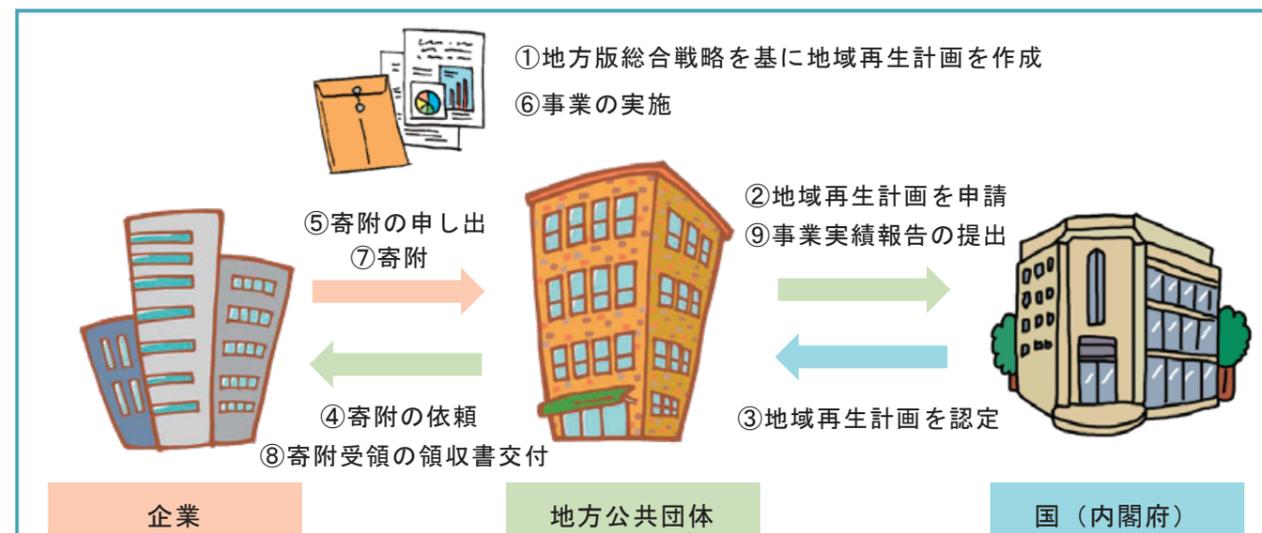
<出典>企業版ふるさと納税ポータルサイト掲載「令和2年度税制改正企業版ふるさと納税の拡充・延長」
<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/tiikisaisei/portal/pdf/R2kakuzuyu-encyou.pdf>（2020年7月3日確認）を一部改編

- ③認定手続の簡素化
- ④併用可能な国の補助金・交付金の範囲の拡大
- ⑤寄附時期の制限の大幅な緩和

このうち、③・④が自治体にとって大きな改正と言えるのではないのでしょうか。③においては、個別事業ごとの認定から、地域再生計画に記載する事業をひとまとめの計画とする包括的な認定方法となりました。これまでは、年度ごとの事業内容等、具体的な内容を地域再生計画に記入しなければなりませんでした。地方版総合戦略の抜粋・転記などによる記載で足りるように変更されたことで、事務手続の煩雑さが改善されました。

また、④においては、地方創生関係交付金な

▼図表3 改正後の地方公共団体から見た地方創生応援税制活用の流れ（一例）



※地域再生計画の申請時点で、「寄附を行う法人の具体的な見込みが立っている方が望ましい」とされており、認定前でも企業に寄附の相談ができます。また、企業から寄附の申し出も、事業の企画立案から事業の実施完了まで随時受けられます。※寄附の受領は、地域再生計画の認定後、「寄附（受入れ）の金額の目安」の範囲内であれば、事業費確定前に受領することもできます。

<出典>企業版ふるさと納税ポータルサイト掲載「制度概要」
https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/tiikisaisei/portal/pdf/R020703_gaiyou.pdf（2020年7月3日確認）を参考に筆者作成

どに加えて、併用可能な国の補助金・交付金の範囲が拡大されたこと等により、適用できる事業の種類が増え、自治体にとって事業の財源検討時に本制度を検討しやすい環境が出来たと言えます。

この改正を受けて、初めて行われた令和元年度第4回の認定では新規認定計画数が495件あり、令和元年度第1～3回までの55件に比べて大幅に増加しました。

▼図表4 新規認定計画数の推移



<出典>企業版ふるさと納税ポータルサイト掲載「令和元年度第4回認定（令和2年3月31日 記者発表資料）」
<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/tiikisaisei/pdf/R020331press.pdf>（2020年7月3日確認）を一部改編

また、新規認定495件に変更認定92件を加えた587件のうち、約77%の451件が新しい認定方法の包括的な地域再生計画の認定となりました。

4. 多摩・島しょ地域での活用事例

多摩・島しょ地域では、青梅市・町田市・西東京市の3市が本制度を活用して、事業を実施しています。

▼図表5 多摩・島しょ地域での実施団体一覧

青梅市	青梅市梅の里再生プロジェクト
青梅市	青梅市まち・ひと・しごと創生～あそぼうよ！青梅プロジェクト～
町田市	芹ヶ谷公園芸術の杜プロジェクト
西東京市	地域主体による駅前情報発信プロジェクト

※令和元年度第4回認定までの状況

<出典>筆者作成

本稿では、先進事例として、都内で初めて本制度を活用した青梅市の「青梅市梅の里再生プロジェクト」についてご紹介します。

3 アブラムシによる媒介の他、苗などを経由して感染する。葉に薄緑色の部分ができる退緑斑点や輪紋が生じ、花に斑が入る症状が現れる。モモなどが感染した場合は、果実にも斑紋が現れたり、成熟前に落下する症状もある。（農林水産省ホームページ掲載「ウメ

■青梅市梅の里再生プロジェクト（青梅市） (1) プロジェクト概要

平成21年4月、青梅市内の梅の木から日本で初めて、アブラムシの媒介などにより感染して葉に薄緑色の斑点などの症状が出るウメ輪紋ウイルス³の発生が確認され、青梅市の産業の一つである梅生産において壊滅的な被害を受けるとともに、観光名所の「梅の公園」の来場者が激減し、梅関連の観光・商業でも深刻な影響を受けました。

本プロジェクトは、市民、農業者、観光・商業事業者、行政等が一丸となって、失われた梅林を再生させるとともに、「梅の公園」等の施設整備を進めることにより、梅生産の早期再開や、多くの観光客が訪れる梅の名所を復活させて、梅の里の再生・復興を目指すものです。

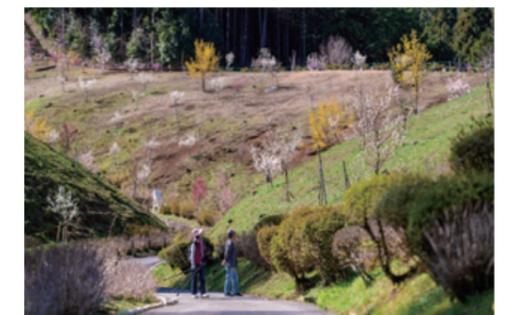
企業版ふるさと納税で集められた寄附については、主に梅の木の購入費用に充てられています。

▼図表6 事業費及び寄附の実績

	全体の事業額	寄附額	寄附企業数
平成29年度	29,815,640円	1,800,000円	5社
平成30年度	56,967,034円	4,700,000円	18社
平成31年度	79,556,380円	1,600,000円	9社

<出典>青梅市提供資料を基に筆者作成

▼図表7 再生中の「梅の公園」



<出典>青梅市提供

(2) 活用の経緯

青梅市では、平成25年3月に策定された「青梅市梅の里再生計画」の中で平成28年度からの5年間で再生復興の期間と位置付けており、国

輪紋ウイルスとは」
https://www.maff.go.jp/j/syouan/syokubo/keneki/k_kokunai/ppv/pdf/ppv_details.pdf（2020年7月3日確認）